

平成20年8月4日

川崎市健康福祉局長寿社会部  
部長 岡本 隆 様

川崎市介護支援専門員連絡会  
会長 小川 眞 悟

**介護保険制度の見直しとその準備に対する介護支援専門員  
連絡会会員から寄せられた意見等について（報告）**

猛暑の候、ますます清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会活動に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、制度改正検討部会が中心となり、平成21年度4月の介護保険制度改正に向け、会員に対しアンケートを行い意見・要望を集約し、まとめましたのでご報告いたします。

今後の制度づくり、並びに関連準備にお役立てくださいますよう、宜しく  
お願いいたします。

## 平成 21 年度 介護保険制度改正へ向けた提言

### 川崎市への要望

#### 川 1 医療機関との連携システムについて

【提言】 入退院を繰り返す利用者への継続的な支援が実現するよう、川崎市病院協会との意見交換会等の設定をお願いしたい。

（説明）川崎市では、介護保険制度が導入された当初から、川崎市等の仲立ちにより川崎市医師会とケアマネジャーの意見交換を行ってきた。この取り組みは現在では各区単位での意見交換にまで発展し、一定の成果を生んできたと理解している。

今後は入退院を繰り返す利用者への継続的な支援のためには、かかりつけ医だけでなく、病院との連携強化も重要な課題の一つである。開業医との連携を中心とした意見交換を継続すると共に、さらに川崎市病院協会との連携強化を目的とした意見交換会等の開催について行政の協力をお願いしたい。

#### 川 2 区役所の相談機能の強化について

【提言】 区役所の相談機能を強化してほしい。

（説明）介護サービスを利用しようとする市民にとって、初めて接する区役所の窓口での対応はその後の支援を左右しかねない重要なものである。

市民が区役所に足を運んだにも係らず、正しい制度説明（訪問介護の生活援助の算定要件等）が行われず利用者が誤解したり、十分なインテーク面接がなされないままにケアマネジャーにつなぐ等“たらい回し”による利用者の混乱も多々見受けられる。そのため、相談窓口におけるインテークの機能強化を図る必要がある。

### 川 3 介護保険制度の市民への周知について

【提言】 介護保険制度に関する正確な情報を、保険者として分かりやすく市民へ周知するよう具体的な対策を講じてほしい。

（説明） 介護保険は複雑な制度である。特に介護給付と予防給付の違いや訪問介護の利用可能な範囲など、利用する市民への周知が不可欠である。もちろんケアマネジャーにも説明義務はあると考えるが、新規申請者が訪れる区役所の窓口でのわかりやすい説明や、地域ごとの小規模な市民説明会の開催など市民への便宜を図った方法での周知が必要と考える。

### 川 4 閲覧請求書による申請・受け取りについて

【提言】 ケアマネジャーの専門性を考慮し、事業所単位での申請・受け渡しも可能となるよう、同一事業所内でのケアマネジャーへの委任を認めてほしい。

（説明） ケアマネジャーが専門職として利用者に関わる上で個人情報の保護については細心の注意を払う必要がある。しかし、ケアマネジャーが個々に区役所等に出向き書類をやりとりしなければならないのは、事務作業の効率化を妨げることになると考える。利用者はケアマネジャー個人と契約をしているのではなく、事業所と契約していることを勘案されたい。

## 市・県・国への要望

### 市・県・国 1 居宅介護支援費の算定要件拡大について

【提言】 当該月に介護保険サービス提供実績がなくても、入退院・入退所支援実績があれば報酬請求ができるよう、居宅介護支援費の算定要件を拡大してほしい

（説明）地域ケアの推進や支援の継続性を担保するために、ケアマネジャーとして果たしている責任や役割を正しく評価し、報酬が算定できるシステムを構築していくことが必要であると思われる。例えば、当該月に医療機関や介護保険施設等からの退院、退所時の支援を行ったにも関わらず、介護保険サービスの実績が無い事で報酬請求ができないという現状がある。ケアマネジャーが社会資源開発を含む相談援助を積極的に取り組めるようになるためにも、算定要件を拡大してもらいたい。

### 市・県・国 2 情報公表制度の運用の改善

【提言】 情報公表制度については、利用者と家族が見て分かりやすい内容に改めてほしい

（説明）現在の公表項目や表記は、介護サービス利用者が理解できるものではなく、再検討が必要と考える。また、事業所ごとに検索できる今のシステムに加え、例えば加算ごとに事業所がリストアップされるようなシステムを加えるなど、情報公表制度を活用しやすくしていく必要がある。介護サービス利用者の視点にたった情報公表制度のあり方を検討してもらいたい。

### 市・県・国 3 福祉用具貸与の6ヶ月に1回のサービス担当者会議

【提言】 福祉用具貸与の6ヶ月に1回のサービス担当者会議の開催については、期間を定めるのではなく、必要に応じて開催できるよう改めてほしい。

（説明）福祉用具の貸与については、利用者によっては日常生活上、必要不可欠なものとなっている場合と、心身の状況に応じ変化してくものがある。必要性に応じたサービス担当者会議の開催ができることにより、業務の効率化をはかり、ケアマネジメントの質の向上を図ることが必要である。